

社会福祉法人 育徳園 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 隣保事業の経営

(ハ) 児童厚生施設の経営

(ニ) 老人デイサービスセンターの経営

(ホ) 老人短期入所事業の経営

(ヘ) 在宅介護支援センターの経営

(ト) 生計困難者に対する支援相談事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人育徳園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市阿倍野区阪南町5丁目12番5号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には当該者は評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。

2. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して 評議員会において定める報酬等の規定により 報酬等を支給することができる。また、職務遂行に伴い発生する費用を弁償することができる。

尚 各年度の報酬総額は20万円を限度とし 評議員会において別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内。

(2) 監事 2名。

2. 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3. 常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。

3. 理事長及び常務理事は4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して評議員会において定める報酬等の規定により報酬等を支給することができる。また、職務遂行に伴い発生する費用を弁償することができる。

尚 各年度の報酬は評議員会が別に定める報酬総額の範囲内とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事又は各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪市阿倍野区阪南町5丁目12番所在の鉄筋コンクリート造3階建保育所施設及び公益事業用施設壱棟(延面積1,336.³⁷平方メートル)外 附属構築物壱式
- (2) 大阪市阿倍野区阪南町5丁目15番21 宅地壱筆(368.⁶³平方メートル)及び同所同番22 公衆用道路壱筆(19平方メートル)
- (3) 大阪市阿倍野区阪南町5丁目15番1 宅地壱筆(408.⁹⁴平方メートル)及び同所同番3 公衆用道路壱筆(26平方メートル)

(4) 大阪市阿倍野区阪南町5丁目15番所在の鉄筋コンクリート造3階建コミュニティーセンター事業用施設及び児童センター事業用施設壹棟(延面積1,138.⁹⁴平方メートル)外附属構築物壹式

(5) 有価証券(シャープ株式会社 株式) 1,310,000株

(6) 大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目72番地7所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建(延面積5,014.³⁹平方メートル), 附属建物コンクリートブロック造鉄板葺平屋建(5.¹¹平方メートル), 附属建物軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建(8.⁴⁰平方メートル)特別養護老人ホーム及び老人デイサービス事業用施設

(7) 大阪市阿倍野区长池町18番地12所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建(延面積672.⁵³平方メートル)

3. その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4. 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 障害者(児)の作品展示販売施設の経営
- (2) 居宅介護支援事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人育徳園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行の細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	早 川 徳 次
理 事	川 本 辰三郎
理 事	経 沢 徳太郎
理 事	小 倉 直 吉
理 事	吉 田 源治郎
理 事	橋 本 武 夫

以 上

附則 変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 29 年 5 月 24 日	設立認可。
昭和 32 年 12 月 5 日	一部変更(事務所の所在地)西田辺町 1 丁目 35 番地へ変更
昭和 33 年 9 月 26 日	一部変更(資産の総額)定款準則の一部改正(資産の総額の削除)
昭和 34 年 9 月 17 日	一部変更(役員の定数)理事定数 5 名から 7 名へ
昭和 41 年 8 月 23 日	一部変更(目的、役員の定数)理事定数 7 名から 8 名、監事定数 1 名から 2 名へ
昭和 51 年 3 月 29 日	一部変更(役員の定数)理事定数 8 名から 10 名へ
昭和 52 年 6 月 17 日	一部変更(目的、事務所の所在地、資産の区分)事業追加 リハビリギャラリー、育徳トレーニングルーム、移転新築ほか
平成 3 年 3 月 30 日	一部変更(目的)事業追加 コミュニティー C.、学童クラブ
平成 5 年 6 月 24 日	一部変更(目的、理事長の職務代理者、種別)子どもの家事業が第二種社福事業、リハビリギャラリーが公益を目的とする事業に変更
平成 6 年 7 月 19 日	一部変更(目的、資産の区分)事業追加 特養、高デイ、障デイ
平成 6 年 12 月 21 日	一部変更(目的)事業追加 老人短期入所
平成 9 年 6 月 18 日	一部変更(監事による監査、基本財産の処分) 定款準則の一部改正(基本財産の処分申請は府から市へ)
平成 10 年 6 月 25 日	一部変更(資産の区分)特養住所表示訂正
平成 11 年 7 月 22 日	一部変更(目的、資産の区分)事業追加 いくとく II
平成 11 年 10 月 29 日	一部変更(目的、種別)事業追加 ホームヘルプ C.、ケアプラン C. (いくとく & II)
平成 13 年 12 月 14 日	一部変更(目的、経営の原則、役員の定数、役員の選任等、評議員会の新設)理事定数 10 名から 8 名へ 定款準則の一部改正(経営の原則、評議員会の設置他)
平成 15 年 6 月 13 日	一部変更(役員の定数、評議員会)理事定数 8 名から 7 名、評議員 17 名から 15 名へ
平成 16 年 11 月 25 日	一部変更(目的、基本財産の処分)事業追加 生計困難者に対する 支援相談事業
平成 17 年 4 月 22 日	一部変更(基本財産の処分、公告の方法)定款準則の一部改正(大阪市長の承認不要、官報から新聞へ)
平成 18 年 3 月 1 日	一部変更(経営の原則、役員の定数、理事会、評議員会の権限、種別、 剰余金が出た場合の処分、施行の細則)副理事長 1 名を置くを削除、 評議員の同意を得なければならないから意見を聴かなければならないへ
平成 18 年 8 月 16 日	一部変更(目的)名称変更 身体障害者デイサービスセンターを障害福祉サービス事業へ
平成 19 年 4 月 23 日	一部変更(目的)障害福祉サービス事業の廃止

- 平成 19 年 10 月 9 日 一部変更(目的、資産の管理、種別、公告の方法)事業所名称の
削除、資産の管理に株式が加わる
- 平成 23 年 3 月 23 日 一部変更(目的)老人居宅介護等事業の廃止
- 平成 25 年 5 月 22 日 一部変更(公益事業の種別)地域包括支援センターの受託経営
及び介護予防支援事業を追加
- 平成 28 年 4 月 1 日 一部変更(社会福祉法人制度改革により変更)
- 平成 29 年 4 月 1 日 一部変更(社会福祉法改正)
- 平成 31 年 4 月 1 日 一部変更(評議員の報酬等, 役員の報酬等)
- 令和 2 年 5 月 26 日 一部変更(種別)地域包括支援センターの受託経営及び
介護予防支援事業の廃止